

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 背景

わが国の急速な高齢化に伴い、介護の問題が老後の最大の不安要因となっています。

そこで、高齢者の保健福祉サービスの着実な推進を図るとともに、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる制度として介護保険制度が平成 12 年 4 月 1 日に発足しました。

介護保険制度の導入から 5 年を経過し、高齢化率は年々上昇し、合わせて介護給付費も大幅に増加しています。第 3 期計画では、今後も身近で役に立つ制度としてあり続けるため、制度の基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の持続可能性を高め、活力ある高齢社会を支える予防重視型のシステムの充実、住み慣れた地域の暮らしを支える地域密着型サービスの開始、保険と給付の公平な制度づくり等について取り組みます。

(2) 法令の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び老人保健法第 46 条の 18 の規定に基づき、福祉事業及び保健事業の実施に関する計画として一体的に策定します。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法 117 条の規定に基づき、当別町が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。

(3) 位置づけ

平成 11 年度を初年度とし平成 20 年度を目標年度(最終年度)とする「当別町第 4 次総合計画」に基づき、「自然と調和し、ゆとりと豊かさが感じられるまち“とうべつ”」をスローガンに掲げて高齢者の保健福祉政策等の推進を図っています。

このため、本計画は「当別町第 4 次総合計画」を基本とし、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等と整合性を図り策定します。

2 計画の構成

(1) 計画期間

本計画は、第1期、2期については3年ごとに5年を1期として見直すことが定められており、平成11年度に第1期計画として平成12年度から平成16年度までの計画を策定し、平成14年度に第2期として平成15年度から平成19年度までの計画を策定しました。

第3期では平成27年度(2015年)の高齢者介護の姿を念頭に長期的視点に立ち目標を立てた上で、中間段階の位置づけで第3期事業計画を策定することになります。平成17年度において平成18年度から平成20年度までの3年間とする第3期計画として策定します。

(2) 基本理念の設定

これからの高齢社会を安心して迎えるため、当別町第4次総合計画などの関連上位計画と整合性を図り、本計画では「思いやりと生きがいを感じられるまちづくり」を基本理念として事業を展開します。

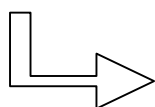
計画の期間

(年度)

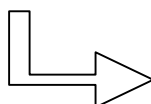
H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H27
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

当別町第4次総合計画(H11~H20 10年間)

当別町高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
(H12~H16 5年間)



当別町高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
(H15~H19 5年間)



当別町高齢者保健
福祉計画・介護保険
事業計画
(H18~H20 3年間)

3 計画策定体制

(1) 当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、保健・医療・福祉・介護に携わる関係者、学識経験者、利用者・被保険者、一般公募の委員の10人で構成する「当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、これまでの実績を踏まえた中で、今後の施策について検討しています。

(2) 高齢者及び介護サービス利用者等実態調査の実施

計画の策定にあたり、地域福祉計画のための調査（20歳以上の介護認定を受けていない方1000人を対象に郵送法）の中で一部高齢者用設問の実施

対 象：65歳以上の高齢者260人
期 間：平成17年8月～9月
方 法：無作為抽出による郵送法
回収状況：回収率40.3%

介護サービス利用者等実態調査をケアマネジャーの協力で聞き取り調査を実施

対 象：平成17年8月現在在宅要介護認定者で、何らかの居宅サービスを利用している者
期 間：平成17年8月～10月
方 法：当別町内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーによる訪問面接調査
回収状況：回収率73.2%（318人中233人）

(3) パブリックコメントの実施

計画策定の住民説明会や広報、ホームページなどにより情報を公開し、パブリックコメントにより広く町民の意見を聴取します。

(4) 庁内連絡会の開催(作業部会)

福祉課を中心に社会福祉協議会や在宅介護支援センターと協働で高齢者を取り巻く実態の把握及び各種サービスの現状と課題の整理など実務的な作業を実施し、策定委員会の検討の基礎資料を作成します。